

(案)

不利益処分に係る処分基準

川越市農業集落排水処理施設条例

令和5年 月

川越市農政課

(案)

不利益処分に係る処分基準

この資料の利用上のご注意

この資料は、当課（事務所）で所管している事務のうち、特定の者に対して直接に義務を課したり、又は権利を制限したりする処分（以下「不利益処分」と略称します。）を行う場合の処分基準を、川越市行政手続条例第12条の規定により公にするもので、法令名の五十音順、処分の根拠条項順に登載しています。

この資料をご覧になる場合には、次のような点にご注意ください。

1 関連する法令の規定及び解釈文書

不利益処分に関する法令（国が定める法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則の意味です。）の趣旨を明らかにするもので、関連する法令の規定には、根拠条項以外に当該不利益処分の要件等に関する法令の規定がある場合にその規定を記載しています。該当がない場合には、記載はありません。

また、解釈文書には、根拠条項又は関連する法令の規定についての解釈に関する文書（条文解釈、解釈通達等）がある場合に、その文書の名称を記載しています。

2 処分基準

処分基準とは、行政庁（処分権限を有する者をいい、市長がその例です。）が不利益処分をするかどうか、あるいは当該処分の内容をどのようなものにするかなどを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準のことで、それぞれの行政庁が定めることとされています。

ただし、次のような場合には、処分基準は設定できませんので、「設定できません。（理由：①）」のように表示してあります。

- ① 法令の規定において、当該不利益処分の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされている場合
- ② 不利益処分の性質上、個々の処分について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められる場合
- ③ 処分の先例がないか、まれであるものであって、法令の定め以上に具体化することが困難な場合

また、行政上特別の支障があり、公益上の観点から処分基準を公にできな

(案)

い場合がありますが、この場合には「公にできません。(理由：……)」と表示しています。

なお、処分基準が設定できない場合又は処分基準を公にできない場合については、「5 処分基準設定の経緯」欄は、空欄としてあります。

3 不利益処分をしようとする場合の事前手続

行政庁が当該不利益処分をする前に、当事者等（不利益処分により直接許可などを失う者や、処分により利害関係を有する者）に意見の聴取等を行う義務を法令で規定している場合、行政庁が行うべき事前手続と当該手続を行う根拠となる法令を記載したものです。また、法令で行政庁に対し、事前手続を義務付けていない場合は、「事前手続不要（理由：……）」と表示してあります。

4 その他

特に、これまでの項目以外で不利益処分の当事者又は参加人の方に承知していただく事項がある場合に記載しています。

その他御不明の点がございましたら、担当の職員にお尋ねください。

不利益処分の内容

(川越市農業集落排水処理施設条例)

- 排除の停止等（農業集落排水処理施設） ----- (1)
- 排水設備の新設等に関する改善命令 ----- (2)
- 罰則 ----- (3)

(案)

不利益処分に係る処分基準

- 1 不利益処分の内容 排除の停止等（農業集落排水処理施設）
- 2 根拠法令・条項 川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）
第10条
- 3 関連する法令の規定及び解釈文書
 - (1) 法令の規定
なし
 - (2) 解釈文書
なし
- 4 処分基準
設定できません。（理由：②）
- 5 処分基準設定の経緯
新規設定：令和 年 月 日備付け
- 6 不利益処分をしようとする場合の事前手続
弁明の機会の付与（川越市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による。）
- 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁
市長
- 8 担当機関
産業観光部農政課
- 9 その他
なし

(案)

不利益処分に係る処分基準

- 1 不利益処分の内容 排水設備の新設等に関する改善命令
- 2 根拠法令・条項 川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）
第16条
- 3 関連する法令の規定及び解釈文書
 - (1) 法令の規定
川越市農業集落排水処理施設条例第6条
川越市農業集落排水処理施設条例施行規則第5条
川越市公共下水道設置基準
汚水取付管工事施工管理基準
 - (2) 解釈文書
なし
- 4 処分基準
設定できません。（理由：①）
- 5 処分基準設定の経緯
新規設定：令和 年 月 日備付け
- 6 不利益処分をしようとする場合の事前手続
弁明の機会の付与（川越市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による。）
- 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁
市長
- 8 担当機関
産業観光部農政課
- 9 その他
なし

(案)

不利益処分に係る処分基準

- 1 不利益処分の内容 罰則
- 2 根拠法令・条項 川越市農業集落排水処理施設条例（平成17年条例第45号）
第18条及び第19条
- 3 関連する法令の規定及び解釈文書
 - (1) 法令の規定
川越市農業集落排水処理施設条例第5条
川越市農業集落排水処理施設条例第7条
川越市農業集落排水処理施設条例第8条又は第11条
川越市農業集落排水処理施設条例第9条
川越市農業集落排水処理施設条例第12条
川越市農業集落排水処理施設条例第14条
川越市農業集落排水処理施設条例第16条
 - (2) 解釈文書
なし
- 4 処分基準
設定できません。（理由：②）
- 5 処分基準設定の経緯
新規設定：令和 年 月 日備付け
- 6 不利益処分をしようとする場合の事前手続
弁明の機会の付与（川越市行政手続条例第13条第1項第2号の規定による。）
- 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁
市長
- 8 担当機関
産業観光部農政課
- 9 その他
なし